

令和 3 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

## 目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 委 員 の 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	4 頁
	環 境 生 活 部	4 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	6 頁
	国 体 推 進 局	7 頁
	都 市 整 備 部	7 頁
	二 見 総 合 支 所	8 頁
	小 俣 総 合 支 所	8 頁
	御 菌 総 合 支 所	8 頁
	会 計 課	8 頁
	議 会 事 務 局	8 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 頁
	監 査 委 員 事 務 局	9 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	9 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	9 頁
	上 下 水 道 部	9 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	9 頁
	消 防 本 部 ( 署 )	10 頁
8	む す び	11 頁
9	工 事 監 査	11 頁

# 令和3年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和4年3月29日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 吉井 詩子

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同法同条第2項に基づく行政監査

## 2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和3年10月11日	しらとり園 ゆりかご園 しごうこども園
令和3年10月12日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和3年10月13日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和3年10月14日	総務課 職員課 防災施設整備課
令和3年10月15日	課税課 収納推進課 危機管理課 広報広聴課
令和3年10月19日	企画調整課 資産経営課 デジタル政策課 秘書課 検査室
令和3年10月22日	文化政策課 契約課 財政課 営繕課
令和3年11月2日	戸籍住民課 人権政策課 ごみ減量課 環境課
令和3年11月4日	商工労政課 農林水産課 市民交流課 農業委員会事務局
令和3年11月5日	市立伊勢総合病院 健康課 こども発達支援室 おおぞら児童園
令和3年11月9日	観光振興課 観光誘客課 福祉総務課 子育て応援課
令和3年11月11日	医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 保育課

令和3年11月12日	生活支援課 議会事務局	福祉生活相談センター 監査委員事務局	会計課
令和4年1月13日	国体総務課	国体競技課	用地課
令和4年1月14日	基盤整備課	維持課	選挙管理委員会事務局
令和4年1月17日	交通政策課	住宅政策課	監理課 都市計画課
令和4年1月18日	教育研究所 御蘭総合支所生活福祉課	学校統合推進室	学校教育課
令和4年1月24日	スポーツ課 小俣総合支所生活福祉課	社会教育課	教育総務課
令和4年1月26日	水道事業	下水道事業	二見総合支所生活福祉課
令和4年1月28日	小俣小学校		
令和4年2月1日	消防本部		
令和4年2月16日	工事監査（基盤整備課 鎌地田橋橋梁修繕工事）		
書面監査	修道小学校 上野小学校 五十鈴中学校	有緝小学校 御蘭小学校 小俣中学校	佐八小学校 城田小学校 みなと小学校 倉田山中学校

### 3 監査の範囲

令和3年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

### 4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

### 5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

なお、市議会議員の内から選任された監査委員として、令和3年11月12日までは辻孝記が、令和4年1月13日からは吉井詩子が監査を行った。

工事監査については、令和3年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面及びリモートにて実施した。

同様に、各小中学校についても、原則として現地での監査に替えて、各学校へ資料及び簿冊の提出を求め監査を行った。なお、必要と認めた場合には現地での監査を行った。

## 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については市議会議員の内から選任された監査委員を除斥とした。

## 7 監査の結果

監査した限りにおいて、日常の事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、その運営の大筋においては、事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織の活性を図り、運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

### (全庁に共通する事項)

関係文書、諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認められた。以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全庁的に注意して事務にあたられたい。

- (1) 決裁文書について、事務決裁規程で定める決裁権者で決裁されていない事例や必要な合議がされていない事例があった。また、施行日や発送日の記載漏れが散見された。事務決裁規程を確認し、適正に処理されたい。
- (2) 手書き用領収書について、不適切な取扱いが散見された。書き損じた場合の処理や通し番号の付番等、取扱いに関して全庁的に統一し、現金授受の明確なエビデンスとなるよう適切に管理されたい。
- (3) 支出負担行為における登録漏れが多数認められた。適切な予算管理のため、必要とされるものであり、また、二次的には支払遅延のチェックにも活用できるものである。事務手順に沿って適切に処理されたい。
- (4) 感熱紙レシートの印字が薄れているものや領収書が台紙からはがれているものがあった。情報公開請求の増加により、従来にも増して適切な文書管理が求められている。文書管理規程に定められた保存期間に耐えるよう適切に管理されたい。
- (5) 郵便切手受払簿について、文書管理規程に定められた様式を使用していない事例や、記載内容に誤りがある事例が散見された。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に管理されたい。

### (各課に関する事項)

#### 検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

#### 総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

総務課、課税課、収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

### 【職員課】

#### 指摘事項

- (1) 源泉徴収した所得税について、支払日を誤った事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

## 危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 情報戦略局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 資産経営部

資産経営課 契約課 営繕課

資産経営課、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

### 【契約課】

#### 指摘事項

- (1) 手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。また、通し番号の付番が不適切なものがあった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。

## 環境生活部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所

環境課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

### 【市民交流課】

#### 指摘事項

- (1) 国際交流協会の経理事務において、期限までに支出されていない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

## 意見

- (1) 中止した講演会の講師報酬について、キャンセル料として当初の報酬額と同額を支出している事例があった。契約書もなく支出金額の根拠が不明確である。中止の場合の対応について契約書に明記するべきと考えるので、検討いただきたい。

### 【戸籍住民課】

#### 指摘事項

- (1) コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。翌日に、施設を所管する課へ報告し、セキュリティカードを使用できないようにする処理がされたが、当日の夜間の安全管理は不十分であった。適切に対応できる体制を整えられたい。
- (2) 戸籍に関する窓口業務において、本来、交付してはならない者に対して交付した事例があった。市民に不信感を与えることになる。適正な事務を行うべきであり、窓口業務委託先の指導と管理を徹底し、再発防止に努められたい。

## 意見

- (1) 各支所では、通常は職員3名で事務にあたっているが、日によっては2名となるため、来庁者を長時間待たせる場合がある。業務と人員のバランスを考慮していただきたい。

### 【人権政策課】

#### 意見

- (1) 人権教育推進連絡協議会への委託費については、各協議会が行う事業に対して市が費用を負担するものであり、負担金として支出することが適当と考えるので検討いただきたい。

### 【ごみ減量課】

#### 指摘事項

- (1) 廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱及び解職について、決裁日が委嘱及び解職日の後日となっている。適正に処理されたい。

### 【支所】

#### 指摘事項

- (1) コミュニティセンターの鍵を紛失した事例があった。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。

## 健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課  
福祉総務課 福祉生活相談センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室  
保育所等

医療保険課、介護保険課、生活支援課、福祉総務課、子育て応援課、こども発達支援室、保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

## 【健康課】

### 指摘事項

- (1) 職員間の連携不足による二重払いの事例があった。事務処理の手順を見直し、再発防止を図られたい。
- (2) 手書き用領収書の管理について、書き損じたものを破棄した事例があった。現金授受の明確なエビデンスとなるよう、適切に管理されたい。

## 【高齢・障がい福祉課】

### 指摘事項

- (1) 指定管理について、基本協定書で、毎月の実績報告書を提出することを定めているが、期限内に提出されていない事例があった。基本協定の内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

## 【福祉生活相談センター】

### 意見

- (1) 市民からの相談件数は把握しているが、相談者数を把握していない。その把握は、費用対効果や事業効果の判断に必須であると考え。検討いただきたい。

## 【保育課】

### 指摘事項

- (1) 保育料及び給食費の調定について、起案文書に金額及び算出根拠が記載されていない。保育料等を決定した根拠となる文書であり、適切に作成されたい。
- (2) 遊具の点検業務委託について、仕様書で、損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認できる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

### 意見

- (1) 小俣子育て支援センターは、保育所ゆりかご園の所管となっており、園長が支援センター長を兼務している。同支援センターは、園とは別の場所に設置されている。安全管理の観点から、また、緊急時のことを想定した場合、単独の責任者を配置すべきと考えるので検討いただきたい。

## 産業観光部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

農林水産課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

## 【商工労政課】

### 意見

- (1) 労働福祉会館の使用料の収納事務を令和3年4月1日から委託し、その旨を4月20日に告示している。法律では告示の時期について規定していないが、速やかに行うべきと考える。法律の趣旨に沿って、適切に処理していただきたい。



#### 【観光振興課】

意見

- (1) 飲食店・宿泊施設応援事業について、2か年にわたる事業として協定を締結しており、負担金を初年度で一括して支出している。今後、同様の事業を行う際は、複数年の事業として適切な予算措置と精算を行っていただきたい。

#### 【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 伊勢熊野観光連絡協議会の経理事務において、収入伝票が作成されていない事例があった。適切に処理されたい。

### 国 体 推 進 局

国体総務課 国体競技課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

### 都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課  
住宅政策課

都市計画課、交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【監理課】

指摘事項

- (1) 研修参加負担金及び新設した公園の水道加入金を、期限までに支出していない事例があった。事務管理を見直し、再発防止を図られたい。

意見

- (1) 宇治山田港湾整備促進協議会から NPO 法人へ、船の製作費の補助金を支出している。この財源については、市から協議会への負担金として支出しているが、本来、市から NPO 法人へ直接支出すべきものとする。今後は、市のチェック機能が働くよう、負担の方法を検討いただきたい。

#### 【住宅政策課】

意見

- (1) 住宅新築資金貸付事業について、貸付の契約書が定期的に確認されていない。重要な書類であり、定期的な確認を行っていただきたい。

## 二見総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 小俣総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 御菌総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 会計課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 議会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

### 指摘事項

- (1) 選挙執行に伴い、時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいた。厚生労働省の定めている労災認定基準では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の目安としている。併任職員の配置等により、時間外勤務の削減に努めているが、職員の健康保持に十分配慮し、さらなる事務の見直しを行い、改善に努められたい。

## 監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理及び所管施設の管理については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

### 指摘事項

- (1) 諸会費の支出について、起案文書に支出理由が記載されていない。説明責任を果たせるよう、適切に記載されたい。
- (2) 医療機器の保守委託について、仕様書に定めた実施時期を変更する際、受託者との協議記録を作成していない事例があった。適切に処理されたい。

## 上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課  
教育研究所 小中学校

教育総務課、学校統合推進室、社会教育課、教育研究所については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

## 【学校教育課】

### 指摘事項

- (1) 学校で保管する現金及び金券について、各学校で確認する周期に差異があった。マニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められているところであるが、紛失等の早期発見のため、周期を定める等、適切に指導されたい。
- (2) 二見浦小学校スクールバス追加運行業務委託について、仕様書で、資格証の提出や損害賠償保険の加入を定めているが、内容を確認できる書類の提出を受けていない。委託内容が適正に履行されているか厳重に確認のうえ、適切に指導されたい。

### 意見

- (1) 学校で生じた事故等については、事例を共有するとともに、適切な指導を行い、すべての学校で再発防止に努めていただきたい。

## 【スポーツ課】

### 指摘事項

- (1) 体育施設使用料について、会計規則で規定された日に調定されていない事例があった。会計規則に従い適正に処理されたい。

## 【小中学校】

### 指摘事項

- (1) 薬品管理記録簿について、使用前数量や残量が記載されていない事例があった。劇物を管理するものであり、その危険性を認識し、事故防止のため、使用状況の正確な記録と定期的な数量確認を行い、適切に管理されたい。
- (2) 職員玄関の鍵を紛失した事例があった。同じ学校で2年続けて起きている。重大な事故につながる恐れがある。鍵の管理方法を見直し、再発防止に努められたい。
- (3) 誤って、保存期限前の書類を廃棄した事例があった。教職員が保存期限を把握していなかったことが原因であり、再発防止に努められたい。
- (4) 修学旅行の不参加について、教職員間で共有されず、キャンセル料を支払った事例があった。教職員間の情報共有を徹底し、再発防止を図られたい。

### 意見

- (1) 学校内で現金の紛失があり、再発防止策としてマニュアルや管理規定を整備し、適切な管理に努められている。しかしながら、このような場合、保管する書庫の鍵の取替も検討されるべきだったと考える。

## 消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

## 8 むすび

今年度の定期監査においても、例年と同様、単純な誤りが散見された。また、委託事業の監督不足や支払の遅延も認められた。組織としてのチェック体制が十分に機能していないことによるものと思料する。

委託事業は仕様書に従って実施されているか、補助金は目的どおりに使われているか、負担金は適正に算定されているか、支払日は期限内であるか等、確認を徹底し、適切な事業管理と適正な予算執行に努めていただきたい。

また、個々の職員が、関係法令等を十分に把握し、書類や手続きの重要性を認識するとともに、事業の目的を理解し、日々の業務にあたられたい。

新型コロナウイルス感染症は、依然として、市民の生活に大きな影響を与えている。税収入の減少等、市の財政への影響も非常に厳しいものが想定される。最少の経費で最大の効果を発揮できるよう取り組まれ、かつ、その成果を検証し、市民サービスの向上に努めていただきたい。

## 9 工事監査

### 1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和4年2月16日	鎌地田橋橋梁修繕工事	基盤整備課

### 2 監査の方法

令和3年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、技術士による調査は書面及びリモートにより実施した。

### 3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

本工事は、伊勢市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を実施し、コスト削減を目的としたものである。今後も市のインフラ整備に要する経費が増大すると想定されるが、市民が安全な生活を送れるよう、引き続き励んでいただきたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

## 意見

- (1) 出来形管理、品質管理について、本工事の施工計画書は、三重県が発行する三重県公共工事共通仕様書で求める内容を充足しているものの、基準が定められていない工種も見受けられた。適切な施工管理を図るため、各工種の基準作成を検討いただきたい。また、施工計画書は手順書にあたるものであり、進捗に合わせて段階的な見直しを図るよう努めていただきたい。

## 4 工事技術調査結果報告書の概要

### 【鎌地田橋橋梁修繕工事】

#### (1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市小俣町元町地内ほか
イ	工事内容	塗装塗替工 A=499 m <sup>2</sup> 伸縮継手工 L=21m 支承金属溶射工 N=12 基 橋面防水工 A=264 m <sup>2</sup>
ウ	工事受注業者	業 者 名：株式会社近藤建設 【要件付一般競争入札】 住 所：三重県伊勢市上地町 3604 番地 1 現場代理人：資格/経験年 2 級建設機械施工技士 主任技術者：資格/経験年 2 級建設機械施工技士
エ	設計業務委託業者（業務年度）	株式会社テイコク（令和元年度）
オ	施工監理	自主監理
カ	工事費	設計金額 49,041,300 円（消費税含む） 予定価格 49,041,300 円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 44,068,200 円（消費税含む） 請負金額 44,132,000 円（消費税含む） 落札率 （対設計:89.9%） （対予定:89.9%）
キ	工事期間	令和3年10月22日～令和4年3月15日
ク	工事進捗状況	計画出来高 76% 実施出来高 76%（2月16日現在）
ケ	公告又は指名通知	令和3年10月4日
コ	入札年月日	令和3年10月19日
サ	財源内訳	道路メンテナンス事業補助（55%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和3年10月22日
セ	履行保証体系	東日本建設業保証株式会社

#### (2) 講評

本工事の設計、仕様、記録、管理、施工、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、事前に送られてきた主な関係書類の調査、並びに、監査当日、担当者による説明に基づき、実施運営、施工内容を検分したものである。調査した事項のうち、主な内容の要点を以下に示す。

各段階において、概ね必要な措置がとられており、特に重要な問題はないと見受けられた。工法等比較検討しており経済的な工法を選んでいる。コスト縮減、効率化対策等も種々の角度から検討しており、ここでも経済性を追求している。監査全般を通じ、組織としての機能が充分発揮されていることが確認された。監督員の経験はまだ浅いが、充分な対応がなされた。上司の積極的な関与がみられ、組織内の輪がよく回っていた。照査業務についても、チェック体制は万全であった。グループ内で検算を行い、執行伺にて決裁を得ている。

現場工事の検分は、監督員に指定した箇所の出来形、品質管理、そして、その仕上がり状況等を写真にとり、それに対し検分を行った。書類監査同様、現場工事も滞りなく終了することを期待する。今後、工事が無事故無災害をもって工事のフィナーレを飾ってほしい。ZOOM 調査の結果、本工事の書類監査及び現場状況における検分については、特に大きな問題点は見受けられなかった。

注意：本報告書中に（留意事項）と記述された箇所は、十分な検討を要求するものであり、今後に向けて留意すべきものである。それ以外の箇所は、今後の改善を要求する比較的軽易な指導項目である。なお、本工事には、早急に改善措置を図る必要がある最も重要な指摘事項はない。

本監査の結果得られた重要な項目と思われる4項目を以下に列挙する。今後の業務に反映されたい。詳細は、以下の本文の該当各項にも詳述しており参照されたい。

- ① 特記仕様書のまとめ方に注意
- ② 入札制度について（意見）
- ③ 労働安全衛生法の熟知（留意事項）
- ④ 出来形管理、品質管理の着目点（留意事項）

#### ① 特記仕様書のまとめ方に注意

特記仕様書には当該工事に特定した技術的事項を出来るだけ記載する必要がある、特記事項として最小限のことが記載されなければならない。共通事項はもちろんのこと、これらに加えて「技術的事項」もである。監督員として当該工事の技術的要求事項を明確にする必要がある、それらは、工事中に受注業者が遵守すべき管理事項となる。共通事項及び技術的事項が十分に明示されることにより、特記仕様の役割が明確になる。内容の充実が望まれる。なお、設計図書に基づき監督員が受注業者に指示した書面及び受注業者が提出し監督員が承諾した書面も特記仕様書に含まれる。

#### ② 入札制度について（意見）

契約課長より詳しい丁寧な説明を受けた。受注業者は要件付一般競争入札により決定されている。最低制限価格を設定しており、それを下回る応札に対しては失格としている。5社が応札条件を満足しており（株）近藤建設が落札した。請負金額の落札率は対予定価格（設計価格と同じ）に対しほぼ90%であった。なお、契約課では、発注課と協議して一般競争入札参加資格要件案を作成し、これを伊勢市契約審査委員会（以下「審査会」という。）に提出している。審査会は、当該提出に係る要件付一般競争入札参加資格要件が妥当なものかどうかの審査を行い、入札参加資格要件の決定を行うものとしている。

国土交通省より「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（平成20年3月31日）」が発せられた。いわゆる予定価格の事前公表の取りやめ令である。適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、そして、談合が一層容易に行われる可能性があることを理由としている。『政令都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格調査制度の運用状況について（2021/07/28 調査 全建調べ）』において、予定価格の公表時期が発表されている。かなりの自治体が公表を事前公表としており、未だに、その傾向は変わっていない。

入札の決裁手続きに関しては、上述したように公平性のある経済的な入札制度のもと実施された。ただ、今回の工事の落札率がほぼ90%（最低制限価格と同程度）であったことが気にはなった。直近5年間の状況を調査したが、いずれも同様の落札率となっており、特に高額契約金額に多い現象となっている。このような現象は出るものの、予定価格の公表が事前か事後かの判断は、上述のように、各自治体に任せられている。両手

法には、それぞれメリット、デメリットがあり、どちらの手法をとるかは各自治体に任せられている。当市では変動型の最低制限価格を採用することで、公平性を保つような運用をしているとのことであった。当面、当市では、三重県及び県庁所在地である津市と同様の事前公表を採用してゆくようである。

③ 労働安全衛生法の熟知（留意事項）

本工事の安全管理体制は統括安全衛生責任者のもと、元方安全衛生管理者を中心とした安全管理組織図が提出されていた。本工事の場合、数名の職人しか入現しない。このように組織が小規模現場であれば、元請けから配置された安全衛生責任者が総括し、法で定められた下請けの安全衛生責任者を管理すればよい。統括安全衛生責任者まで立てることはない。

小規模現場では、現場代理人が総括して、受注業者の管理者を指導すれば足りる。上述したように、むやみに安全側の組織を作らせ、実態がそうならない場合には、むしろ管理上の問題が残る。安全側の組織を構築することは、発注者側としては望ましいことではあろうが、果たして、立てた組織どおりに現場が管理されているかは甚だ疑問である。労働基準監督署への届出義務も生ずる。

本工事のみならず、伊勢市管内の工事発注に関しても、その辺の考え方を統一見解をもって、受注業者を指導すべきであろう。様式集に例示された施工体系図の記入例をよく理解せず、右から左にダウンロードして使用されることがよくある。しっかりした方針で受注業者を指導してほしい。監査を通じて感じたのは、全般に労働安全衛生法への正しい認識がなされていないように思われた。

④ 出来形管理、品質管理の着目点（留意事項）

構造物を維持して建設費をいかに抑えるかの時代に入った。維持管理して、その構造物の寿命をいかに延ばすかにエネルギーが注がれる。そのためには出来形管理、品質管理及び写真管理がどのようになされるかが重要な鍵となる。監督員が、その計画をどこまで熟知して現場工事に反映させるか、新しい工種も増えており、その管理手法が難しいものになっている。長寿命化のもとの、予防保全を実行するためには、新たな構造物を構築する以上の技量が要求される。元請けも、孫請けの各種施工会社に任せてしまう傾向もあり要注意である。監督員、現場代理人もしくは主任技術者が一体となり工事を管理、監督してゆく必要がある。長寿命化が世の中に叫ばれて間もない。管理手法が確立されていないだけに、お互いの勉強が必要となる。仏作って魂入れずにならぬよう長寿命化計画を成功させて行かなければならない。